

香川県営業時間短縮協力金（第9次・対象区域の追加）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第9次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、2月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も
令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの間（対象区域の追加となる「綾川町」・「まんのう町」については、1月25日（火）から2月13日までの間）、
 営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町	綾川町	まんのう町

の飲食店 定額 30万円（10日分）

（認証店が午後9時までの時短を選択する場合、12日分）

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 1月21日～2月13日（綾川町・まんのう町は1月25日～2月13日）の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者
 →準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（綾川町・まんのう町は1月28日）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金の対象となります
- ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第9次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】 時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	第9次 1/21～2/13 (追加) 1/25～2/13	本申請受付
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間 10(12)日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間	24日間「7市6町」 (20日間)「追加・2町」 10(12)日分	

↑
いずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり
前払い金の対象

※早期一部支払い制度の詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表します。
 ※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。